

第九期東京都障害者施策推進協議会  
第5回専門部会

令和3年1月22日（金曜日）

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

第九期東京都障害者施策推進協議会第5回専門部会  
会議次第

令和3年1月22日（金曜日）

1 開会

2 議事

- (1) 論点整理
- (2) 障害福祉以外の分野について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1 東京都障害者施策推進協議会専門部会委員名簿
- 資料2 東京都障害者施策推進協議会書記名簿
- 資料3 第九期東京都障害者施策推進協議会の開催日程
- 資料4 東京都障害者計画・第6期東京都障害福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画の策定に向けて（素案）
- 資料5 障害者スポーツの振興について
- 資料6 東京文化ビジョンについて
- 資料7 東京都における福祉のまちづくりについて
- 資料8 障害者の住まいの確保について
- 資料9 災害時における要配慮者対策について
- 資料10 特別支援教育について
  
- 参考資料1 第八期東京都障害者施策推進協議会提言（概要・本文）
- 参考資料2 東京都障害者・障害児施策推進計画（概要・あらまし・本文）
- 参考資料3 2020年版 東京の福祉保健
- 参考資料4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針（概要）
- 参考資料5 第4次障害者基本計画概要（内閣府資料）
- 参考資料6 これまでの事務局作成資料（抜粋）

委員提出資料（五十音順）

(午後5時00分 開会)

○大塚部会長 皆さん、こんばんは。

定刻になりましたので、東京都障害者施策推進協議会の第5回専門部会を開催したいと思います。

それでは、まず委員の出席状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

○梶野課長 障害者施策推進部計画課長の梶野でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、本日の部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえまして、会場で御参加いただく方とオンラインで御参加いただく方ということで、併用方式で開催しております。オンライン参加の方が映るディスプレイが正面に置いているため、ふだんと座席の配置が変わっておりますことを御了承ください。

委員の出欠状況でございますが、本日は、榊原委員、長谷委員から御欠席の御連絡をいただいております。

また、本部会の書記につきましては、資料2の名簿のとおりでございますが、本日は議事に関する職員に限定して出席をしております。なお、本日、議事の2としまして、障害福祉以外の分野についての議事を予定しておりますので、私ども障害者施策推進部以外の関連する部局の職員も出席しております。また、一部の職員については、オンラインにより参加させていただいておりますが、時間の都合で個別の紹介は割愛させていただきます。

続きまして、配布資料の確認でございます。お手元の会議次第の裏面に配布資料の一覧がございますが、資料1が本部会の委員名簿。そして資料2が書記の名簿。そして資料3が開催日程。そして資料4が本日の議題1に係るものになりますが、計画の策定に向けて（素案）でございます。そして、資料5が障害者スポーツの振興について。資料6、東京文化ビジョンについて。そして資料7が東京都における福祉のまちづくりについて。資料8が障害者の住まいの確保について。資料の9が災害時における要配慮者対策について。資料10が特別支援教育についてとなっております。以下、参考資料につきましては、前回と同様のものをおつけしてございますので、御紹介は省略させていただきます。

また、安部井委員、長谷委員、中西委員から御提出の委員資料がございます。

もし資料に不足等がございましたら、事務局にどうぞお知らせください。

続いて、会議の公開についてでございます。本協議会、そして専門部会は、審議資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただいております。今回も新型コロナの感染拡大予防の観点から傍聴は御遠慮いただいておりますが、後日、都のホームページに会議資料及び議事録を掲載いたしますので、あらかじめ御承知おきいただきますようお願いいたします。

最後に、本日、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いでございます。

本日、イヤホンあるいはヘッドホンをご用意いただいている方は着用をお願いいたします。また、御自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としていただくようお願いいたします。オンの状態のままですと、御自身の周りの音がこちらの会場にそのまま聞こえてしまう可能性がございますのでよろしくをお願いいたします。

また、事前に事務局から委員のお名前を記載しました挙手カードをお送りしております。御発言の際にはこのカードを画面に映していただきますようお願いいたします。会議の途中でまた不具合等発生しました場合は、事前に事務局から御案内をしておりますメールアドレス宛てにメールでお知らせいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○大塚部会長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日の議題の一つ目、論点整理について、事務局からの説明をお願いいたします。

○梶野課長 それでは、資料4に沿いまして御説明をいたします。

前回の第4回専門部会では、論点整理ということで御提示いたしました。本日は前回の御議論を踏まえて追加・修正を行い、協議会提言の形に近づけて素案として取りまとめました。本文中、黒丸数字の4と波線をつけた部分については、前回変更等を加えた箇所です。そして黒の星印と下線をつけた部分は今回変更したり新たに加えたりした部分でございますので、本日はこの星印と下線をつけた箇所を中心に御説明いたします。

まず、資料の1枚目は目次となっております。前回お示しした計画全体の体系のイメージに沿った構成としています。

続いて、本文になりますが、1ページ目から2ページ目にかけて「はじめに」としまして、障害者権利条約や条約批准に先立つ国内法令整備の変遷など、障害者施策における大きな動きについて記載をしております。

前回の専門部会におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた計画策定が必要ではないか、また、障害の特性などから、3密回避などの新しい日常の実践が難しい方がいらっしゃる、困っている方がいらっしゃることを都民等が理解し配慮する必要がある、ということの基本理念に盛り込んでどうかといった御意見をいただきました。こうした御意見を踏まえまして、2ページ目の二つ目の○に新型コロナの影響に関する記載を加えております。

また、3ページ目には、基本理念と五つの施策目標を記載しております上段、基本理念の説明の部分にも感染拡大等の非常時においてもといった趣旨を明確にするために、「どのような状況においても」という文言を追加しております。

続いて、4ページ以降、第2、目標達成のための施策と取組でございます。

1の(1)障害者差別の解消を推進する取組では、都の差別解消条例で民間事業者における合理的配慮の提供を義務化しているということは、大きな特色のため、記載してはどうか。また、合理的配慮の提供の義務化に関して、事例の周知など、対応の参考になるような都のサポートがあるといいといった御意見があったことを踏まえて、二つ目、三つ目の○にそれぞれ記載を加えております。また、二つ目の○では、民間事業者における合理的配慮の提供の義務化、相談・紛争解決の仕組みの整備という条例のポイント二つを記載しておりますので、もう一つのポイントである広域支援相談員の配置についても、今回記載を加えております。

続いて、5ページの(2)障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進では、前期、第八期の推進協議会の提言で記載があった心のバリアフリーについて、今回も同様に記載しては

どうかとの御意見がありましたので、一つ目の○丸として加えております。

その下（３）の情報バリアフリーの充実ですが、こちらでは、視覚障害者に対する情報バリアフリーの充実が重要という御意見を踏まえて、一つ目の○に具体例を加筆しました。また、行政情報を分かりやすくコンパクトに提供する必要があるといった御意見を踏まえて、二つ目の○に加えております。

続きまして、少し飛びますが、８ページでございます。こちらは前の７ページから続きます（３）障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策ですが、最後の部分で、地域生活支援拠点の整備について、拠点がきちんと機能しているのかという検証が必要ではないかなどの御意見をいただいたことを踏まえて、整備状況の把握、整備の促進や機能の充実のために必要な支援を検討していく必要があるとの記載を加えております。

さらにその下の２の（１）相談支援体制の整備ですが、四つ目の○の基幹相談支援センターにつきまして、センターが機能しているかどうかのモニタリングも必要との御意見をいただきましたので、設置状況を把握し、好事例の紹介を行うなどの働きかけが必要であるとの記載を加えました。

また、次の９ページの三つ目の○、自立支援協議会に関してでございますが、区市町村の一自治体だけでは解決が難しい課題もある、また、区市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援について具体的に記載したらどうかといった御意見を踏まえて、先進的な取組事例の紹介や協議会関係者の交流機会の提供など、区市町村の協議会の活性化を図り、相談支援体制等の充実につなげるための支援を行う必要があるとの記載を加えております。

さらにその下、四つ目の○でございますが、前回、高齢の障害者など、介護保険制度の対象となる方への支援についての御意見を幾つかいただきました。そこで介護保険制度の対象となる障害者については、原則は介護保険サービスを利用することとなりますが、例えば、同行援護や就労継続支援等、障害福祉サービス固有のサービスにつきましては引き続き利用することが考えるなど、個々の状況に応じて支援が必要になることから、関係機関が連携した対応が求められるという旨を具体的に記載しております。

続きまして、１１ページからの３入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援ですが、地域移行に関する記載で、入所施設からか精神科病院からかということが明確になるように記載すべきとの御意見がございました。それを踏まえ、また国の基本指針で用いられている文言との整合も考慮しまして、全体的に、福祉施設入所者の地域移行、精神科病院からの地域移行といった記載に統一しております。なお、３の表題につきましては、並びをそろえるという観点から、入所施設・精神科病院からのという記載にまとめてございます。

少し飛びまして、１４ページの下段からの、５の保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応の（１）重症心身障害児（者）については、短期入所や入所施設の確保が必要との御意見を踏まえまして、続く１５ページの一つ目の○に、短期入所の基盤整備の推進について、また、併せてレスパイト等のソフト面の取組について記載を加えました。なお、施設入所につきましては、二つ目の○で、施設入所のニーズに十分配慮しながら、地域生活基盤の整備を

推進する必要がある旨を記載しております。

続きまして、(2)の精神障害者については、ひきこもり等に関する御意見を踏まえ、六つ目の○、精神保健福祉センターにおける取組として、こころの健康に関わる内容や依存症、ひきこもり等の精神保健福祉に関する相談に応じ、適切な指導、援助を行っていく必要があるとの記載を加えております。

さらに少し飛びますが、20ページ、こちらも前の19ページから続いております(5)障害児支援の提供体制を確保するための方策ですが、医療的ケアに対応できる相談支援の充実が必要である、また、医療的ケア児コーディネーターが十分活躍できるよう、研修終了後のフォローアップが必要、といった御意見を踏まえて、20ページの三つ目の○に記載を加えております。

さらに四つ目の○、難聴児の支援については、こちらも前回の御意見を踏まえ、「コミュニケーションの支援をはじめ」との文言を加筆しております。

そして、最後の24ページでございます。人材の養成・確保ですが、人材の確保が非常に重要な課題であって、広報や処遇の向上等、何らかの支援が求められるといった御意見をいただいたことを踏まえて、二つ目の○から四つ目の○にかけて、それぞれ関連する記載を加えております。

なお、少し補足でございますが、前回の専門部会で主任相談支援専門員の役割や配置先等について御質問をいただきました。その場で部会長からも御説明をいただいたのですけれども、補足として養成研修の実績等を含めて御紹介をいたします。

実際に事業所等で従事をされている相談支援専門員で相談支援業務に関して十分な知識・経験をお持ちの方が研修を修了して、主任相談支援専門員になり、基幹相談支援センター等に配置されて、地域の相談支援事業者への助言や指導、サービス等利用計画の評価・検証を行うなど、地域の相談支援体制において中核的な役割を担います。都では、令和元年度、昨年度から養成研修を実施しておりますが、令和元年度の研修修了者は59名となっております。平成30年度から令和元年度にかけて国が実施をした養成研修の修了者を合わせますと、都内では合計68名の方が研修を修了されているという状況です。

説明は以上でございます。

○大塚部会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思いますけども、その前に、本日は安部井委員、長谷委員、中西委員から事前に資料を頂いております。安部井委員、中西委員は障害者福祉以外の分野についての資料を頂いておりますので、後ほど二つ目の議題の際に御説明をお願いいたします。長谷委員からは、前回の第4回専門部会の資料について書面で御提言をいただいております。本日は御欠席のため、資料の御紹介のみとさせていただきますが、内容としては、グループホームの増設、人材の確保、差別の解消、障害者への理解促進などについての御意見をいただいております。御確認いただければと思います。

それでは、事務局からの説明、そして長谷委員の御提言を踏まえながら審議を進めていきたいと思っております。

御発言の際は会場にいらっしゃる委員の皆様は挙手でお願いいたします。オンラインで参加されている委員の皆様については、先ほど、事務局から説明があったとおり、挙手カードを掲げていただきたいと思います。

それでは、御意見のある方はお願いいたします。

小日向委員さん、お願いいたします。

○小日向委員 これは全体についてよろしいのでしょうか。何番までとか。

○大塚部会長 素案全体についてでお願いいたします。

○小日向委員 1つは、5番目のまちづくりの部分なんですけど、御存じのように、結構、車椅子用のトイレとかエレベーターの設置は進んできているんですけど、一番遅れているのが、駅内のホームドアの設置だと思うんです。都立盲学校が4校あるんですけど、その4校の最寄り駅に1個もまだホームドアがついてないという状況なんですね。先日もホームドアの設置工事をされて準備をされている東陽町駅で転落死の事故が起きましたけれども、やはり命の問題ですから、命を守るという観点から言うと、ホームドアの設置を入れていただきたいと思います。

あともう一つは、JRが一番遅れているんですね。中央線なんかはほとんどないということで、2030年度までにはホームドアを設置するという長期計画はあるんですけど、こういう計画を前倒しにしていいただきたいなと思っているんです。ぜひ、その辺を考慮していただきたいと思います。

それから、その後の住宅の問題なんですけど、いろいろ書かれているんですけど、やっぱり新規着工がないということで、うちの会の仲間でも申し込んではいらっしゃるんですけどなかなか入れないと。障害者枠でもなかなか当たらないということを知っています。ぜひ新規着工をお願いしたいと思います。

それから、情報の問題ですね。情報バリアフリーの問題で言いますと、視覚障害者について言えば、去年の夏の給付金制度、10万円配られた際にも分からなかった者がいたんですね。それは点字のお知らせが入ってなかったということで、もらい損なった人もいたようなので、やはり情報を等しく提供してほしいと。分かるようにしていただきたいという点で言いますと、やはり点字の文章を何とか入れていただけないだろうか。

それと、三田にある障害者福祉会館。あそこが、オンライン設備がないんですね。それを早期に設置していただきたいという声があります。

あと、これは福祉保健局じゃなくて教育庁の所管なんですけど、都立中央図書館の対面朗読の問題なんですけど、コロナの影響で、去年何か月かサービス停止していたんですね。今、4室あるところを二つの部屋を使ってやっているんですけど、読み手が隣の部屋からマイクで読んでいるということで、だから枠数が少ないということで、ぜひその辺でも視覚障害者が情報を取得する唯一の場所ですので、検討していただきたいと思います。

それから、保健所の統廃合が進んできていると思うんですけど、これによって、障害者にとっても、コロナについて非常に不安があると。もう一つは、都立病院の独立行政法人化が、今、進められていると思うんですけど、それについても障害者の中で不安を持っているということで、その辺、

十分考慮していただいて、保健所の増設と独立行政法人化の中止をしていただきたいということが上がっています。

それだから災害対策について、地震とかは書いてあるんですが、水害について書かれてないんですね。やっぱり2年前に大雨が降って、荒川の沿線だった江東区とか江戸川とか、警報まで出たんですね。そういう意味では、いつ起こるか分からないので、障害者の水害対策も重要だと思いますので、ぜひその計画を策定していただきたいというふうに思います。

以上です。

○大塚部会長 はい。どうもありがとうございます。

多岐にわたっております。関連している事柄で、事務局で、関連の事項で今答えられること、あるいは考えていることなどがございましたら、まずはまちづくり、駅のホームのこと。それから住宅、新規入居がなかなか困難。それから情報バリアフリー、点字での情報提供の仕組みづくり。それから障害者福祉会館ですか。それから教育中央図書館の部屋の課題。それから保健所や都立病院、これはコロナに関連して障害のある方も不安に思っているので、この辺のことをどう考えているか。そして最後は災害の対策ということで、水害に関することが書かれていないということで、全てにわたってはちょっと無理だと思うので、もしコミットできることについてはお話しいただければと思います。

○梶野課長 今の御意見の多くが、この後、議事2でそれぞれの部局から説明をさしあげた上で御意見をいただくものになっておりますので、もし各関係部局から補足がありましたら、あわせてお話をいただければと思っています。

○大塚部会長 小日向委員さん、よろしいですか。この後の議論でも、触れながらということで。

○小日向委員 分かりました。

○大塚部会長 ほかにはいかがでしょう。

岩本委員さんでよろしいですか。その後、菊地委員さんということでお願いします。

○岩本委員 岩本です。3点ほどお願いしたいと思います。

一つ目は、今、御説明いただいたところなんですけれども、7ページ以降、9ページまでにわたって、拠点、そして基幹相談支援センターの整備というところで、設置の数だけではなくて、機能の面をどうしていくか。そういった方向性とか機能の評価をする必要もあるということは何度か申し上げさせていただいて、その都度、御検討いただいているかと思っています。ありがとうございます。好事例の紹介ということが両者に書かれているわけなんですけれども、これを具体的にどのように追っていくのか、事例を調査していくのかお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。拠点にしても基幹相談支援センターにしても、施行のときは、モデル事例が示されるわけなんですけれども、実際やってみるとうまくいかないとか、地域の実情に合わせて試行錯誤しているプロセスがどの自治体にもあると思います。そういったプロセスが非常に参考になったり、逆に地域の違いを感じたりということが多々あるわけです。そういったことを紹介するには、それなりの時間がかかりますし、どこが担当してどのように紹介するのかということがあるかと思うので、そのあたりのイメージがあったらお聞かせいただきたいと思いますし、もし分かっているこ



とがあれば記載していただきたいと思いました。

それから、14ページ以降、ピアサポーターのことを書いていただいております。14ページは精神障害に関することなんですけれども、ピアサポーターの育成・活用等に関しては都道府県の地域生活支援事業でピアサポート研修事業が位置づけられているので、多分、そのことをおっしゃっているのかと思うんですが、できれば、きちんと事業名を記載して、活用していくということを書いていただきたいと思います。都道府県事業なので、東京都がやらないと各市区町村も動けない。そういった期待のある研修ですので、記載をしていただきたいと思っています。ピアサポーターに関わっている方々から話を聞きますと、ピアサポーターの活躍が期待される場所は、決して地域移行だけではなくて、様々な地域でピアサポーターが機能することによって地域の支援力が上がっていく、当事者の視点から見たサービスの在り方につながっていくということです。どのように書くか難しいと思うんですけど、今の素案は地域移行に限定した書き方なので、もう少しピアサポートの機能は幅が広いということを書いていただければなと思いました。

それから、3点目、最後ですけれども、この計画自体が、「はじめに」にあるように、障害者権利条約、そして共生社会の実現という理念に基づいたものだと思います。これから提言に仕上げていくに当たっては、やはり権利条約でいう、障害の社会モデルの視点からぶれない表現が必要かなというふうに思いました。改めて読んでみると、気になる表現がいろいろあって、例えば5ページの3行目、「障害は一部の人の問題である」わけではないということなんですけど、この書き方だと、障害は個人にあるような表現に読めると思いますし、次のページの障害特性に応じた援助とありますけれども、やっぱり援助する側される側というような前提がある表現にも思われます。

また、15ページの精神障害者のところで、症状の変化に的確に対応できるとか、精神疾患を早期に発見するとあります。そういった側面もあるんですけども、やはり非常に医学モデルに寄った表現ではないかと思っております。障害者福祉の提言ですので、その理念を軸に、表現はこだわっていただければと思いました。

以上です。

○大塚部会長 はい。ありがとうございました。

3点の事柄についていただきました。実際の好事例について、もし考えがあればということ、それからピアサポーターの件。さらには障害者権利条約、あるいは障害の方に関する理念、そういうことも含めて修正すべきところがあるのではないかという御意見をいただきました。いかがでしょうか。

○佐藤課長 事務局、地域生活支援課長の佐藤でございます。いつもお世話になっております。

1問目の相談支援体制、基幹相談支援センターについてのお尋ねに関して、都の現時点での考え方について簡単に御説明させていただきます。

基幹相談支援センターは、現在都内25の区市町村にできておまして、本来は全区市町村にという位置づけの中でも、まだまだ進んでないということをお認識しております。実際の形式としても、法人が設置しているものから自治体が直営で行っているものまで、また内容としても、地域

に即した活動を行っているところから、十分な機能が発揮できているかはいろいろ意見が出てしまう区市町村もあるということも承知しております。都としては、何年か前に手引きとか事例とかを紹介しているところで、今回も改めて、最近の事例等の紹介についても考えているところですが、先生がおっしゃったように、実際の中身も千差万別というところがありますので、好事例、うまくいかなかった事例も認識しながら、伝え方にも中身にも注意していきたいと思います。調査の仕方等については、今後検討いたしますが、より活用していただけるような伝え方を研究していきたいと考えています。基本的には区市町村の設置になるものですから、都としては地域に根差した区市町村の取組のバックアップという姿勢であるんですが、併せて報酬については、計画相談支援の報酬の体系がまだまだ十分でないと感じておりますので、今回、国にも昨年12月に要望を上げさせていただきました。国の報酬改定で一部反映した形にもなっておりますので、今後も状況を認識しながら対応してまいりたいと思っております。

○大塚部会長 あとはよろしいですか。

○梶野課長 ピアサポーター関係、精神のことでお話をいただきました。都におきましても、ピアサポーターの活動実態等についての調査等も行いまして、その結果も踏まえながら、育成の仕組みや、どのように活用につなげていくかということを議論しているところですので、具体的な書きぶりにつきましては、検討させていただきたいと思います。

それから、条約の理念を踏まえて、との御意見については、既存の計画での書きぶりとの整合等もみながら検討させていただきたいと思います。

○大塚部会長 よろしいですか。

○岩本委員 御説明ありがとうございます。

ピアサポートに関しては、精神障害に限ったことと言っているわけではないのです。あと、ここにピアサポート推進事業の事業名を入れない理由があるのか、そこが気になったところです。そういった事業を活用していくとなればより具体的だと思った次第です。

○大塚部会長 御意見として。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

素案に、いわゆる社会モデルに基づく障害者の概念ということが書かれているんですけども、特に精神障害者の場合は、今回の文章の中では、精神障害者の入院している方々に関しての記述と、医学モデルに基づく記述というのがあるんですが、それだけで見ると、なかなか人数的に精神障害者の数が多いということがあまり分からないと思うんですよ。これは、なぜ多いかという、ここにも障害を理由とした差別の解消ということがうたわれておるんですけども、障害を理由とするという差別というのは、ちょっと言葉が足りないんですよ。私はいつもこの点を指摘するんですが、何で差別が起こるかという基本的なところが、不足していると思うんですよ。これは高齢者の差別とも関連してくるんですよね。簡単に言うと、優生思想、働かざる者食うべからずという常識に基づく差別と、そのことに基づいて世の中の仕組みをつくろう、社会モデルの一般的なところに効率万能主義があって、精神障害者は、そういうのから外れてしまうということによって生じていくということなんですね。ですので、障害を理由としたというよりも、障害に

よって起こる経済効率の低下に基づく差別といったほうが当たっていると思うんですよ。ですので、それに関する経済力の低下ということがありまして、かせぐことがうまくできないので結婚の差別にもつながっていくと。精神障害者の場合においては見たところはそんなに変わらないので、そういう差別ではなくて、経済力のないことに基づく差別ということがとても多いんです。今回の文章の中にはそのことに基づく記述というのはあまりないんですね。確かに、ひきこもりに関して触れていただいたのは、そういうようなことに関する記述の一つなんでありがたいことなんです、ひきこもりそのものが社会問題なのかという、これが先ほどと同じことで、引き籠もることによって働けなくて経済力がないから親が困るという、そういう問題なんですよ。ですので、精神障害者の場合は、肉体のどこかが悪いというようなことじゃなくて、経済力がないということが困ったもんだと。親が困るという、世の中も主にそこをバックアップすることになってくるわけです。ですので、今、精神障害者団体としては、各市町村、国とか都もそうですが、身体障害者とか知的障害者には支給されている手当の問題がとても重要なんです。

○大塚部会長 すみません。たくさんの方にお話をいただきたいので、まとめていただけますか。

○菊地委員 ですので、簡単に申し上げますと、優生思想、効率万能ということでは困るというような一文を加えていただきたいということでございます。

それと、精神障害者の経済力がないことに関するバックアップを考えてもらいたいということですね。

以上です。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。

オンライン参加なされている方についても御意見があれば。大崎委員さん、次に福元委員さんということで、短くお願いいたします。

○大崎委員 都民委員の大崎でございます。一都民として2点感想、意見をお話ししたいと思います。

1点目は、都民委員の私が言うのも差し出がましいんですけども、資料4の2ページ目に、昨年初めから突如発生した新型コロナのことをどのように記述されるかということに苦労されて、社会状況に目を向ける、というふうに書かれていると思うんですけども、ここは、社会状況云々じゃなくて、単純に障害者を取り巻く環境ということで書いたらもっとすっきりするんじゃないかなと思います。例えば、上から2行目、「一方、障害者を取り巻く環境に目を向けると、今般の新型コロナウイルスの感染症の感染拡大は人々の生命、安定した生活を脅かし」、この後に、「経済をはじめ社会全体が大きく混乱して」などを入れて、社会状況というのをあえて使わなくてもスムーズにシンプルにいけるんじゃないかというのが1点です。

それから、2点目は、5ページです。心のバリアフリーの記述がありますが、この案文だと、心のバリアフリーを気づくだけ、あるいは考えるだけで十分な印象を持ちました。気づき、考えるだけでなく、具体的な行動を取っていただくことが大切ではありませんか。例えば、日常、皆さんが使い慣れている言葉で言えば、さりげない気配り、目配り、心配り、ここに行動を表す文章を加えていただければ、都民の皆さんに具体的により分かりやすく伝えられるのではないのでしょうか。御存じのように、心のバリアフリーはお金も必要なく、そして、すぐに誰もがができるもの

です。そして、コストパフォーマンスは無限大ですから、これを強力に推し進めるのが得策だと思います。

以上です。

○大塚部会長 どうもありがとうございます。御意見ということでよろしいですか。

○大崎委員 はい。

○大塚部会長 それでは、白石委員さん、お願いいたします。端的にお願いいたします。

○白石委員 3点御指摘させていただきます。まず11ページのイの四つ目の○のところでは、重度の障害者が安心して地域で生活するため、重度者の受入れに必要なグループホーム等という、その文章なんですけれども、地域移行を進める上で、精神障害者に限らず、グループホームの在り方というのが今のままで十分かどうかという検討も必要ということから、地域生活基盤の在り方について、当事者等、関係者の意向を踏まえ検討し、その整備、というふうな在り方についての言及を入れていただきたいと思いました。

続きまして、13ページ、(2)のアの第5期障害福祉計画の実施状況の○の2番目になります。精神科病院から、というところから始まる文章なんですけれども、今回、改めて精神障害の方の地域移行に力を入れてやっていかなきゃいけない非常に差し迫った状況がある中で、円滑に活用するための体制づくりや、と書かれているのでは少し弱いような気がいたします。このところは、今、都の関わりということが問われていると思いますので、一つの案としては、最後のところに、引き続き課題となっており、都としても課題解決に向け必要な事業を行っていく必要があると。都としての役割ないし関わりについて言及をしていただきたいと思いました。

3点目なんですけれども、15ページの(2)精神障害者の6番目の○のところでは、精神保健福祉センターにおいて云々と書いてあるところで、私としては、昨今の自殺される方が増えてきているということに鑑みまして、心の健康に関わる内容の前に、自殺防止を含むという言葉ぜひ入れていただきたいと思います。相談機関は、精神保健福祉センターに限らないと思いますので、精神福祉センター等という言葉もよければ入れていただきたいと思います。

以上です。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。

文言の修正を検討するということがよろしいでしょうか。

○白石委員 はい。

○大塚部会長 文言については、お任せください。

それでは、そろそろ次に行かなければならないんですが、オンラインで福元委員さんお願いします。短く端的にお願いします。

○福元委員 はい。分かりました。私のほうからは、二つあるんですけれども、一つ目は、ヘルプマークについて、素案の5ページで、普及を引き続き取り組むということになっています。ほかの県の場合は、行政が窓口になっているところが多いんですけれども、東京都の場合には駅での配布になっています。やはり遠くて行けないという方も多いので、入手が困難なことがあるんですね。なので、これを行政の窓口で受け取れるように、ちょっと仕組みを変えていただくといい

のかなというふうに思いました。実際の方法ということになります。

二つ目は施策目標のⅢの2ですね。全ての学校における特別支援教育の充実というのがあって、これは、素案では今後作成と。検討中ということだと思いますが、ただ、もう大方の案はできていると思うんですけども、私の意見をちょっと述べさせていただくと、19ページにあるんですが、Ⅲの1で障害者支援への基本的な考え方というのが中であって、ここのキーワードがインクルージョンを推進するということだと思うんですね。障害者権利条約の24条が教育なんですけれども、結局、インクルージョンを進めるというような大きな目標になると思うんですね。ということは、障害者支援もそうですし、学校教育も同じ教育なので、学校教育の在り方、考え方のインクルーシブ教育、インクルーシブという考え方をすべきだというふうに思っています。なので、このインクルージョンとか、インクルーシブというのはキーワードになるわけですから、これをぜひ入れた形で作成をしていただくといいのかなと思っています。

A3の資料があるんですけども、一番最後に、特別支援教育推進計画が目指す将来像と政策目標という資料があります。この中には、やはりインクルーシブという言葉が入っていないんですね。やはり、そこからぜひ御検討していただければいいのかなと思っています。

以上です。

○大塚部会長 はい。御意見としてよろしいでしょうか。

○福元委員 もし、現在何か進行しているというか、案の段階で何かここで公表していいものがあるば、お聞きしたいなと思います。

○大塚部会長 もし事務局でインクルーシブの文言等、もしお考えがあればということで、ありますか。

○梶野課長 この後、後半の議論の中で特別支援教育についての資料の御説明等もいたしますので。

○大塚部会長 では、その中で。

ありがとうございます。

まだ、あると思うんですけども、半分の時間近くになりまして、最後に時間があれば多くの方の御意見をいただきたいと思っておりますので、次の審議に移りたいと思っています。

○越智委員 すみません。この件に関連してなので、今よろしいでしょうか。

○大塚部会長 関連のことですか。短くお願いいたします。

○越智委員 東聴連の越智でございます。

ちょっと細かいかなと思ったんですけども、5ページの(3)の情報バリアフリーのところ、表現をちょっと変えていただきたいなと思うところがございます。

最初の付け加えたところなんですけど、点字をはじめ、という文章、この表現なんですけど、意図として、そのような意図はないと思うんですけども、一般的に見ると、東京都は点字を一番多く見ているのではないかとこのように受け止める方もいるんじゃないかなというふうに思いました。はじめというのは省きまして、同じように「点字、」と続けていただければよろしいのではないかと思います。

あと、その次のところに、ICT機器など、と書かれておりますが、「など」に入るかなとは

思っているんですけども、この書き方ですと、専用の機器というイメージが強くて、これから私が大事だなど思っているのは、例えばパソコンですとか、スマホですとか、汎用の機械を使いまして、アプリケーションが関わってくるのではないかと思っております。その意味で、強調する意味で、「ICT機器、アプリなど」というふうに入れてもらえるとありがたいと思っております。

○大塚部会長 御意見ということでお伺いいたしました。検討させていただきます。

それでは、続きまして、二つ目の議題です。障害福祉以外の分野について、様々な分野がございますが、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○梶野課長 それでは、計画に関連する各分野につきまして、資料5から資料10まで順次所管部署からの説明ということで進めてまいります。

では、まず資料5について、オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部のほうからお願いいたします。

○上山課長 オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部で障害者スポーツ課長をいたします上山でございます。

資料5の障害者スポーツ振興について御説明をいたします。

まず、資料中央上部に記載しているのが政策目標になります。多くの人々がパラスポーツに関われる仕組みを構築して、障害の有無を問わず誰もが楽しめるユニバーサルなスポーツとして普及を図っていくというものでございます。

数値の目標としましては、障害のある方のスポーツ実施率50%、関心を持っていただける方80%という実現の数値目標を目指しておりますが、この数字を達成することで目指しているのが、誰もがスポーツに親しめる環境を整備することで、障害のある方もない方も身近な地域でスポーツを通して交流するという姿でございます。その先に共生社会があるというふうに考えてございます。

その目標達成のために東京都では計画を策定しておりまして、資料の左側に三角形の図がございますが、三つの視点として、競技力向上、場の開拓・人材育成、それから理解促進・普及啓発という3点を掲げて様々な取組を行っております。

まず、競技力向上に関しての方向性ですけども、東京ゆかりの選手が、今は特にパラリンピックが注目されていますが、それに限らず様々な国際大会がございますので、その関心を高めていただくことで、競技スポーツを実施する方を増やしていけるように、選手や競技団体への支援の取組を展開しています。

右側にそれに対する主な取組が記載してありますが、簡潔に申しますと、選手やそれを支えるスタッフ、それから選手やスタッフが属している競技団体、これらの方々を支援する補助制度や、広報という点で支援するという取組を行っております。

三角形の真ん中ですけども、場の開拓と人材育成ということで、障害のある方が身近な地域で様々なスポーツに親しむことができるように場の確保に関する取組を展開しております。また、障害者スポーツをする際には不可欠な存在であります指導員やボランティアさん、支える人材の

確保ですとか質の向上に向けた取組を展開していくこととしています。主な取組としましては、都立の特別支援学校の体育施設を活用して、誰もが参加できる体験教室を開催するなどの取組を進めております。また、ボランティア活動ができる場に関する情報を都民の方にタイムリーに発信するシステムをつくりまして、支える方々の活動機会を増やしたり、活性化を図っていききたいということも考えてございます。

三角形の一番下が普及啓発の事業ですけれども、より多くの方にパラリンピック以外のスポーツも含めまして、いろいろ障害者スポーツについて知っていただくために、様々なイベントの実施ですとか、ホームページ等で情報発信の取組も展開しております。主な取組としましては、多様なメディアを活用し、障害者スポーツ観戦を促すことですとか、参加体験型のイベントの開催をしております。

この三つの視点に加えまして、一番下に土台づくりと記載がございますが、様々な主体、企業さんも含めまして、障害者スポーツを支える取組を東京都として後押しするために、企業さんと競技団体さんをつなぐ相談窓口設置等の取組を実施しています。こうした取組を通じまして、障害のある方もない方も誰もがスポーツに親しむスポーツ都市東京ということの実現を図っていききたいと考えております。

続きまして、資料をおめくりいただき、東京2020大会に向けた取組の中の競技会場の整備について簡単に御紹介いたします。

東京都では、大会で使用する都立の競技施設につきまして、バリアフリーの基準として大会時に使うアクセシビリティ・ガイドラインというものがございますが、これを踏まえた整備を行いました。整備に当たりましては、障害のある方がより利用しやすい施設となるように、設計段階において障害のある方や学識経験者等から直接意見を聴取することが重要だと考えまして、アクセシビリティ・ワークショップという会議を設置して議論をしましてまいりました。この取組は、東京都福祉のまちづくり推進協議会の方々にも御参加いただき、連携して取り組んできたところです。検討の過程で留意したのは、大会時だけではなくて、大会後の利用も見据えまして、全ての人にとって使いやすい施設を残すということを目指しました。

資料下段には、ワークショップでいただいた御意見を踏まえて、整備した事例を記載してございます。

それから、次の資料には、11の競技会場が記載してございまして、こういった施設について、いろいろ御意見をいただいたということで参考におつけしております。

最後のページですけれども、今度はソフト面の取組として、心のバリアフリーの推進ということのスポーツの分野で何ができるかということで取組を進めています。これは公式ツイッターで「インくるの部屋」というのを去年開設しまして、中身としましては、パラアスリートが日常生活で周囲の方のちょっとした配慮でうれしかったエピソードなどをナビゲーターの「インくる」というナビゲーターが紹介するというものです。右側にエピソードを二つ掲げております。毎週火曜日に発信しているものでございますので、お時間があつたら御覧いただければと思います。

以上です。

○梶野課長 ありがとうございます。

では、続いて資料6につきまして、生活文化局文化振興部からお願いいたします。

○藤生課長 生活文化局文化振興部文化政策担当課長をしております藤生でございます。

資料6、東京文化ビジョンについて御説明いたします。主に障害者施策に関連する部分を中心に御説明いたします。

まず、東京文化ビジョンの理念、性格でございますが、東京都の芸術文化振興における基本方針でございます。オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムの先導的役割として位置づけられております。また、国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略となっております。

なお、東京文化ビジョンにつきましては、2015年から2025年までの10年間の指針となっております。

次に、東京文化ビジョンでは八つの文化戦略を定めております。戦略8の東京が持つ芸術文化の力で都市力を引き出し、史上最高の文化プログラムを実現という2020大会に向けた取組となっておりますが、それ以外の戦略1から戦略7までにつきましては、2020大会を超えた取組となっております。この戦略の中で障害者施策に関連する部分が戦略3のあらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築でございます。その下に戦略3の目指す方向性を挙げておりますが、方向性としましては、全ての子供や青少年、障害者が芸術文化を享受できる仕組みを推進することや、文化施設において、子供や高齢者、障害者、外国人など、多様な人々がストレスなく芸術文化に触れることができる環境を整えること。全ての都民が創造活動に参加できることを挙げております。

続きまして、一番下の具体的な取組例でございますが、左側のTURNにつきましては、違いを超えた出会いで表現を生み出すアートプロジェクトでございますが、例えばアーティストと福祉施設、社会的支援を必要とする人々が交流するプログラムでございますとか、福祉施設などがアーティストと一緒にプログラムを企画しまして、地域の方々が参加できるイベントなどを行っております。これまでに約70名のアーティスト、約60の施設や団体が参加いたしました。

次に、中央の障害のある方のための特別鑑賞会でございますが、東京都美術館におきまして、休館日を活用して障害のある方とその介助者を対象に企画展を貸切りにいたしまして、無料で鑑賞できる取組を行っております。安心して鑑賞していただくように移動や鑑賞のサポートもマンツーマンで行っております。

最後に右側の芸術文化による社会支援助成でございますが、例えば写真にありますように、障害のある方と一緒に作る「みんなのダンス」や、手話で楽しむ能狂言鑑賞会など、様々な課題に取り組む活動に対して助成を行っております。

簡単ではありますが、東京文化ビジョンの内容や具体的な取組について説明させていただきました。

説明は以上でございます。

○梶野課長 ありがとうございます。



続いて、資料7について、福祉保健局生活福祉部からお願いいたします。

○篠課長 福祉保健局生活福祉部担当課長の篠でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料7、東京都における福祉のまちづくりについて説明させていただきます。

東京都では、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として福祉のまちづくり推進計画を策定しております。現行の推進計画は、令和元年度から令和5年度までの5か年計画となっております。

バリアフリーをめぐる現状としましては、様々な法改正等の動きが進む一方、都民の意識としては、まだ理解が不十分なことから、右にありますとおり、計画の目標として、誰もが自分の意志で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会を目指すことを掲げております。また、計画の推進に当たり留意すべき三つのポイントとして、福祉のまちづくりで目指す社会像の共有、高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映、都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進を踏まえつつ、一層の推進を図ることとしております。

そして、その下ですが、計画の五つの視点と主な施策としまして、Ⅰの公共交通、Ⅱの建築物、Ⅲの安全・安心のまちづくり、Ⅳの情報バリアフリー、Ⅴの心のバリアフリーという五つの分野を設定し、庁内の関係各局20局にわたる120の計画事業を位置づけ、総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

では、資料をおめくりいただきまして、次のページを御覧ください。令和元年度末の都におけるバリアフリー化のこれまでの進捗状況でございます。こちらは推進計画から主な計画事業を取り上げ、関係各局におけるハード面、ソフト面の取組を記載してございます。

資料の右上から御覧ください。まず、建築物に関しましては、宿泊施設のバリアフリー化改修などを支援しております。

その左ですが、車椅子使用者用客席については、大会会場となる都立競技施設において、座席を分散配置するとともに、サイトラインをほぼ確保する予定となっております。

続いて、その左から鉄道関係でございます。だれでもトイレやエレベーターなどは、ほぼ100%近く整備され、着実に整備が進んでいるところでございますが、その下のホームドアにつきましては、まだ46%というところで、一層の取組を進めているところでございます。

その下からは道路でございますが、エスコートゾーンの整備や都道のバリアフリー化、都道の無電柱化などに取り組んでおります。

その左からは、鉄道以外の公共交通としまして、ユニバーサルデザインタクシーやノンステップバスの普及に取り組んでおります。

以上がハード面でございますが、ソフト面につきましては、次のページを御覧ください。

まず、左側の情報バリアフリーですが、だれでもトイレのバリアフリー情報のオープンデータ化の推進や、バリアフリーマップの作成、またバリアフリー情報のポータルサイトの運営、そしてICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援などに取り組んでおります。

続いて、右側の心のバリアフリーですが、ユニバーサルデザイン学習や高齢者・障害者などの当

事者参加のまちづくりの支援、さらに心のバリアフリーに関する様々な普及啓発を行っております。

主な取組につきましては以上でございますが、続きまして、次のページを御覧ください。

昨年10月末に第12期福祉のまちづくり推進協議会からいただいた意見具申の概要でございます。東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組状況を踏まえ、さらなるバリアフリー化の推進に向けた福祉のまちづくりの方向性について提言をいただいております。詳細は後ほど御覧いただければと思いますが、都といたしましては、この意見具申を踏まえ、さらなるバリアフリーを推進してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○梶野課長 ありがとうございます。

続いて資料の8につきまして、住宅政策本部住宅企画部のほうからお願いいたします。

○堀澤課長 住宅政策本部住宅企画部企画担当課長の堀澤です。私からは障害者の住まいの確保について、住宅政策における取組を御紹介いたします。

資料8でございますけれども、住宅マスタープランにおける位置づけとございますが、都の住宅マスタープランにつきましては、都の住宅政策の基本方針、目標を定めたものとなっております。現行の住宅マスタープランは、平成28年から令和7年度までの10か年の計画としてございますけれども、5年ごとに見直しを行っております。現在、来年度に予定しております次期住宅マスタープランの策定に向け、都の附属機関であります住宅政策審議会での御議論をいただいているところでございます。

現行の住宅マスタープランでは八つの目標を掲げてございまして、そのうち障害者の住まいの確保に関連するものとしまして、ここに掲げられております目標3、住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定というところがございまして、ここを中心に御紹介させていただきます。

施策の方向性としまして、住宅の確保に配慮を要する都民の安定した居住の確保を図るため、重層的な住宅セーフティネットの強化をしていくということを位置づけてございます。その中で公共住宅、民間賃貸住宅の取組ということに記載しております。公共住宅等におきましては、既存ストックを有効に活用するという観点から、少子高齢化など社会情勢の変化を的確に捉えて施策を実施していきます。

それから、民間賃貸住宅の活用促進ということで、区市町村による居住支援協議会の設立促進、空き家の有効活用策や家主のリスク軽減策、福祉サービス等、関連する各種施策と連携した協議会の取組などの強化といったところの方針を示してございます。

こうした方向性に基づきまして、下段のところですが、これまでの取組としまして、まず公共住宅に関して、公共住宅、ここでは東京都の都営住宅と東京都住宅供給公社による公社住宅についての記載ですが、都営住宅につきましては、障害者世帯を対象とした入居収入基準や同居親族要件の緩和、優先入居の実施等による入居機会の拡大を図っております。それから、室内の手すり等の設置や既存住棟へのエレベーターの設置の推進、建替えを通じたバリアフリー化の促進を図っております。それから、建替え等に伴う福祉施設等の整備や既存都営住宅の住戸を

知的障害者のグループホームとして活用するといった取組を行ってございます。

公社住宅についても同様でございますが、障害者世帯を対象とした優先入居の実施、既存住棟における手すりの設置、建替えを通じたバリアフリー化の促進といった取組を実施してきてございます。

民間賃貸住宅についてでございますが、こちらは先ほども申し上げましたけれども、東京都居住支援協議会を通じまして、区市町村による住宅確保要配慮者の入居・あっせん等の取組を支援してございます。また、平成29年度から始まりました住宅セーフティネット法に基づきます住宅セーフティネット制度について、障害者を含みます住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進や入居支援、生活支援を行う居住支援法人の指定促進、区市と連携した登録住宅の改修や家賃低廉化への支援、家主の不安軽減のに向けた取組の強化などを行ってございます。

また、東京都防災・建築まちづくりセンターの取組の御紹介にはなりますけれども、高齢者や障害者の方々などを対象に、安否確認や緊急時の対応などの見守りサービス等を行います「あんしん居住制度」を実施してございます。

それから、先ほど都営住宅に関して御意見をいただきましたけれども、都営住宅の在り方につきましては、先ほど申し上げました住宅政策審議会での議論を踏まえまして、今後の政策につなげていければというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。

○梶野課長 ありがとうございます。

それでは、資料の9について、福祉保健局総務部からお願いします。

○谷口主任 福祉保健局総務部総務課の谷口でございます。

私からは、資料9、災害時における要配慮者対策について御説明いたします。

災害時における障害者や要介護者の方、主に避難行動に配慮を要する方への支援ということで御説明させていただきます。

まず、こちらの取組ですけれども、法的には、災害対策基本法が根拠となっております。法整備が進んだ背景としては、大きなきっかけとして、東日本大震災がございました。これが災害対策基本法改正の背景というところでございますけれども、その3.11のときには、被災者全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数が約6割、そして障害者の死亡率は被災者全体の死亡率の2倍であったということです。こういった教訓を踏まえまして、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう区市町村等の責務を明確化したというのが法改正の背景でございます。こちらは、今年、改正予定となっております。

下に移っていただきまして、左側、平成25年の法改正において都と区市町村での責務が明確化されました。都としては、区市町村における要配慮者対策の強化を支援するという立場でございます。区市町村の取組として、まず区市町村地域防災計画を改定し、2点のことについて定めるといふこととされております。

1点目が、避難行動要支援者名簿の作成方法等について定めて、その区市町村における個々の要配慮者の方がどなたなのかということ把握をしていく。2点目に、名簿の利用方法、提供範囲

等について定めて、実際に作成した名簿をどのように活用していくのかということを決めるということになっております。

それでは、まず区市町村が取り組むべきこと、そして都の支援について、それぞれ御説明をさせていただきます。

資料左下のところでございますが、区市町村が取り組むべき事項といたしまして、大きく法改正に基づいて義務づけになった事項と、義務を超えて、さらなる避難行動の支援のために取り組むべき事項の2点に分かれております。

まず義務づけされた事項でございますが、①地域防災計画に定める事項として、先ほど申し上げたように、地域の避難支援、こちらは、実際に避難の支援をしていただける方、避難支援関係者ですとか、名簿に載せる要配慮者の方の範囲、例えば障害の等級がどこまでなのか、あるいは要介護度の程度はどこまでなのかということを含めるのかということについて定めることとされております。

続きまして、②のところでございます。避難行動要支援者名簿の作成等でございます。こちら、アからエに記載されているような取組を進めるわけでございますけれども、実際に避難行動要支援者の方の同意をいただきまして、地域の支援者の方、あるいは消防など、実際の災害のときに救助に当たっていただける機関にその名簿の情報を提供いたします。そして避難支援に当たるときの実際に配慮が必要な方々がどなたなのかということも救助に当たって活用していただくという趣旨でございます。

それで③のところでございますけれども、実際に名簿情報を提供して、避難支援ですとか安否確認を実施していくというような流れになっております。

その下のところでございます。義務づけを超えてさらなる避難行動支援のために取り組むべき事項でございます。まず、大きな①の個別計画の作成でございます。これが個々の避難行動要支援者の方、それぞれのどういう配慮が必要なのかということについて、お一人お一人の状況を踏まえて、実際にこういった災害が起きたときには誰々さんを頼っていくというようなことを、個別に、お一人お一人の計画を作成するという必要があるということで、こちらの取組が推奨されております。こちらは、先ほど申し上げた法改正によって努力義務へと格上げされるという方向でただいま検討がされております。

②のところでございますが、避難行動支援に係る実際に地域の共助力の向上ということで、実際に名簿を活用して、どのように避難支援をしていくのかということを実際に訓練をするというものでございます。ただいま申し上げたのが、区市町村が取り組むべき事項とされておまして、右上のところ、都として、区市町村に対する支援を行っている内容について御説明をさせていただきます。

①といたしまして、区市町村向けの指針を作成をさせていただいております。避難行動要支援者の把握、名簿の整備、避難支援プラン、こちらの個別計画のほうですけれども、作成等において、要配慮者のニーズに対応した対策を働きかけていくというものでございます。

②のところ、区市町村の福祉の分野と防災の分野が連携することが重要でございますので、そ

の両方の部門の担当者を対象に研修会を毎年実施をしております。要配慮者対策が進んでいる区市町村の先進事例等の紹介を行っております。

続きまして、③、こちらは区市町村に対する補助事業といたしまして、先ほど御説明したような災害対策基本法により義務づけされた範囲を超えた部分の区市町村の取組に対する財政支援を行っております、特に個別計画の作成への支援を重点的に行っております。

④といたしまして、東京都災害福祉広域支援ネットワークの推進をいたしております。災害時要配慮者への支援ニーズ等の情報収集及び、こちら、人的支援体制と申しますのは、介護ですとか障害分野の専門職団体の方を福祉避難所ですとか、災害時の社会福祉施設に派遣していくというようなスキームでございます。

以上が都の支援でございまして、最後に区市町村の取組の現状というところで御説明をさせていただきます。

まず、法改正に基づき義務とされております避難行動要支援者名簿の作成でございますけれども、これはほとんどの自治体で作成が完了しております。一方で、さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項としての個別計画ですけれども、個別計画の作成状況としては、全部作成済み、各区市町村における全ての対象者の方について個別計画の作成が完了している自治体は4自治体にとどまっております、一部の作成が完了しているという自治体が35自治体、未作成が23区市町村自治体となっております。先ほど申し上げたような都の支援策を通じまして、こうした取組をさらに進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○梶野課長 ありがとうございます。

では、続いて資料10について、教育庁都立学校教育部から、オンラインでの説明ということでお願いいたします。

○北澤課長 東京都教育庁特別支援教育課長、北澤でございます。

私からは、資料10に基づきまして、東京都の特別支援教育について御説明させていただきます。

まず、東京都教育委員会では、現在、第2期の特別支援教育推進計画を定めて、この計画に基づいて特別支援教育の充実を図っているところでございます。この特別支援教育推進計画のつくりなんですけれども、平成29年度から向こう10年間の長期の計画を作成するとともに、その10年の期間を4年、3年、3年の短い期間に区切りまして、それぞれの期間における具体的な取組の内容と、その実施計画というものをその都度具体的に計画していくこととしております。

現在は、平成29年度から令和2年度までの第1次実施計画の期間中でありまして、本来であれば、今年度中に次の3年に当たる第2期実施計画を定めて、令和3年度から取り組む計画でありましたが、新型コロナウイルス感染症の対応のために第1次の実施計画を1年延長しておりまして、令和4年度から新たな第2期実施計画に取り組むこととなっております。

東京都の特別支援教育推進計画では、基本理念といたしまして、共生社会の実現に向けて、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に尊重して社会に参加・貢献できる人間を育成するという基本理念の下、この資料10にございます四つの方向性に沿って施

策を推進しているところでございます。

資料10の1枚目のほうなんですけれども、非常に数字が細かくなって見にくくなってございますので、また後ほど御覧いただければと思いますが、施策の推進に当たっては、目標を立てまして、その計画が着実に進展するように具体的な数値目標を定めております。

資料10の1枚目のところでは、それぞれの目標を定めた数値目標と目標の設定時、それから最終的な到達時点の目標設定の数値と現時点での目標の到達度合いを示してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

まず、その四つの方向性というものなんですけれども、まず方向性のⅠは、都立の特別支援学校における特別支援教育の充実についての施策を掲げております。

それから、方向性Ⅱは、通常、小学校、中学校、それから都立高校等における特別支援教育の充実ということで、今はもう特別支援学校以外でも特別支援教育というのは、どこの小学校、中学校、高等学校においても行われるべきというのは、比較的そういった理解が進んでいるところではございますが、その小中高における特別支援教育の充実について記載をしておりますのが方向性Ⅱ。

それから、方向性Ⅲにつきましては、変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進ということで、やはり、このところ、権利条約の批准から始まりまして、特別支援教育の進展というのが目覚ましいものがございますので、そうした社会に対応した特別支援教育の推進について、方向性のⅢで記載してございます。

それから、方向性のⅣは、そういった特別支援教育を推進する体制の整備ということについて記載をしているものでございます。

資料の2枚目のほうに移ってください。資料の2枚目は、具体的に第1次の実施計画でどのようなことに取り組んできたのかというものをまとめております行数が多いので抜粋して説明させていただきますけれども、例えば、都立の特別支援学校における特別支援教育の充実では、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に生徒全員の企業就労を目指す職能開発科という学科を江東特別支援学校に設置をしたり、それから知的障害特別支援学校の教室不足を解消するために、2校、臨海特別支援学校や八王子西特別支援学校を開校いたしました。また、肢体不自由特別支援学校以外の学校においても、医療的ケア児のいる学校に非常勤の看護師を配置して、特別支援学校の医療的ケア実施体制の充実を図りました。

それから、方向性Ⅱにつきましては、小学校、中学校、都立高校等における特別支援教育の充実ということで、例えば小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校の高等部までをこうした一貫した教育課程の研究を行うとか、それから発達障害のある児童・生徒が自分の学校で特別な指導・支援を受けることができるように、都内の公立小中学校全てに特別支援教室という特別な支援を受ける教室を設置いたしました。また、高等部段階におきましては、都立秋留台高校をパイロットに、高等部段階における通級指導について研究をしているところでございます。

それから、方向性Ⅲは、変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進でございますが、こ

ちらにつきましては、地域と連携した宿泊防災訓練を全都立特別支援学校で実施したり、それから芸術大学と連携して芸術教育を推進するとともに、そうしたそこに作品を参加する児童・生徒の展示の機会を創出して、作品を創作する意欲を喚起したり、障害者アートの理解を推進いたしました。

また、特別支援教育を推進する体制の整備・充実につきましては、特別支援教育教諭免許状の取得の促進、それから特別支援、各区市町村における教育委員会の指導主事の方への専門性の向上のための支援などを実施しているところでございます。また、ここに記載している計画したもの以外にも、その時々課題に応じて、順次特別支援教育の充実を図っているところでございます。

それから、先ほど教育に関して、2点ほど御質問がございました。一つ目は、都立中央図書館の読み聞かせのブースの関係でございます。そのような御意見があったということは教育庁内担当部署に伝えるようにいたします。

それから、先ほどインクルーシブについても御意見がございました。今回御提供しているペーパーのほうにはインクルーシブという文言の記載はないんですけれども、計画のほうではインクルーシブについても記載はございまして、国が作成しました、平成24年に報告しました「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援計画の推進」という報告に基づきまして、東京都教育委員会でも多様な学び場を用意して、そこでの教育の充実を図ることですとか、それから障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流の活動を充実するなどして、お互いに、障害のある子供と障害のない子供も互いに理解を深めるような共生社会の実現を目指しているところでございますが、現在、国が障害者権利条約を批准したことに伴って、本来であれば、今年、国連のレビューが出されるというような予定ではあったんですけれども、ちょっとそれが遅れているということもございます。それから、現在、文部科学省のほうでも特別支援教育に係る有識者会議というのを行っておりますので、インクルーシブにつきましても、そうした国、または国連の動きですとか、文部科学省の動向などに今注視をしているところでございまして、先ほど説明をいたしましたけれども、この後、令和4年度に第2次の実施計画を策定することになっておりますので、そういったいろいろな世の中の動きにつきましては、そういった意見など様々な意見を反映して、また令和4年度の計画に反映させていきたいと思っております。

私からは以上です。

○梶野課長 ありがとうございます。説明は以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。

審議に入る前に、この議題に関しましては、安部井委員さん、中西委員さんから御意見をいただいております。非常に恐縮なんですけども、短く、二、三分で安部井委員さんから御説明をお願いいたします。

○安部井委員 ありがとうございます。では、簡単にお話ししたいと思います。

特別支援教育について、お願いと質問が2点、それから資料9について、1点よろしいでしょうか。

まず、特別支援教育に関してですが、特別支援学校においても感染拡大防止に努められていること、深く感謝申し上げます。このたびの緊急事態宣言では、一斉休校とならずに保護者は安堵しているようです。このコロナ禍においても医療的ケアの充実への体制を図っていただき、本当に心から感謝しております。また、教育活動の充実に関しても、日々工夫をしてくださっていると聞いております。医療的ケアの充実に関しては、現状に即してガイドラインを改定し、人工呼吸器を利用する児童・生徒の親が付き添わなくても通学できる体制を各校で検討の上、実施して下さっておりますが、保護者の望みがまだまだかなわないという声も届いております。高度な医療的ケアは個別性が高く、安全・安心に付添いが外れるまでには課題が山積していると思われまます。引き続き、着実に進めてくださいますようお願いいたします。

また、胃ろうからのペースト食の注入に関して検討を進めるということ聞いておりますが、今年度の検討の状況や実施の見込みはいかがでしょうか。ぜひ胃ろうからのペースト食の注入の実現をお願いしたいと思います。

それから、ICTの環境の推進についてですが、児童・生徒一人一台のタブレット端末が整備されたと同っております。各校内の通信ネットワークの環境整備の進行状況についてお伺いしたいと思います。

それから、障害の重い子供がICTを活用し、生涯にわたって学べる生涯学習に取り組む一助にもなりますので、学齢期からのICTの教育の推進をお願いいたします。

次に、資料9についてですが、要配慮者対策についての資料を説明していただきましてありがとうございました。災害を主として、この資料も作られていると思いますが、今般のコロナ禍において、医療的ケアを必要とする者の生活に必要なアルコール綿などが店頭から消えて購入できないという非常に不安な生活を当初は送っておりました。しかし、今では厚労省のほうから優先供給などもありまして、入手できるようになりましたが、各区市町村の努力でその対象者への案内が届いている状況になっております。東京都としても、災害だけではなく、感染症への対策の視点も持っていただきたいと思っております。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。これについては、コメントできるところについては御意見をいただきたいと思っております。

中西委員さんも御意見をいただいておりますので、お願いいたします。

○中西委員 では、バリアフリーに関して、3点申し上げます。

まず、地下鉄の段差と隙間の解消を推進ということで、今年度、公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインが改訂されまして、車椅子が単独で乗降者しやすい、段差3センチ、隙間7センチが示され、これを受けて、東京都のほうでも段差、隙間の解消に取り組む予定でいます。ぜひとも整備計画を策定し、計画的な整備に取り組んでください。全てのドアからの乗降が可能となるようなホーム全体の改修をぜひともお願いいたします。

第2に、劇場・スタジアム等のバリアフリー化ということで、東京オリ・パラの取組、2020オリンピック大会、スタジアム整備がなされていますけれども、これはIPCのアクセシビリ



ティ・ガイドをベースに策定されたもので、日本の基準は、これをはるかに上回ったものを造っていただきたいと。劇場、それから会場、オリンピック会場なども、ぜひユニバーサルでの車椅子配置ができるようにしていただきたいと思います。

それから、アクセシビリティ・ワークショップを開催して、基本設計の段階から意見表明を我々ができるようにしていただきたいと。スタジアム、コンサートホール等、大規模改修、新規の場合には、ガイドラインを引き続き重視していただきたいと思います。

あと、もう一点、小規模店舗のバリアフリー化の推進ですけれども、これまでは、管理者の介助などでスロープを造って対応を進めるとなっていましたけれども、車椅子、バリアフリーの基準も何もなく、バリアフリー化はほとんど小規模店では進んでないので、ここにマニュアル・基準を決めて、店舗内のバリアフリー基準というのをこの機会につくっていただきたいと思います。

以上です。

○大塚部会長 はい。ありがとうございました。ただいま、お二人の御意見とともに御要望ということでもありますけれども、もし事務局のほうから、今答えられたり、考えていることがあればお願いします。

○梶野課長 1点目につきましては、教育庁のほうから、何か御回答、御説明があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○北澤課長 教育庁特別支援課長、北澤でございます。

御質問、胃ろうですね。子供たちがほかのお友達が食べている給食と同じようなものも食べたいというような御要望で、東京都教育委員会では、平成31年と令和2年に給食を溶き食、とろとろのような形にして、胃ろうでもみんなと同じものを食べるということができないかということで、2年間モデル事業に取り組んできたところでございます。まだモデル期間中ではありますけれども、2年間のモデルの成果を踏まえて、この後、2月の予定だったと思いますけれども、医ケア協議会が開催されますので、協議会を経まして、今年度までの2年間のモデルの成果、この後どのような対応をしていくかというのを、この後周知していく予定となっております。

それから、ICTにつきましては、原島主任のほうからでよろしいですか。

○原島主任統括指導主事 教育庁指導部主任指導主事の原島と申します。

特別支援学校のICT環境の整備については、小学部、中学部における一人一台の端末整備が前倒しで、今年度中には完了するという形になっております。それに当たりましては、機種を選定委員会を設けまして、そこで併せてその端末に対する情報、入力機器等も各学校に配備するというようなところで年度末までに進めていくということになっております。また、それに伴う通信環境の整備につきましては、まずは通信センターのほうの容量を拡大するというのを今年度末までに確実にいまして、3年間、再来年度までで各特別支援学校全てで大容量の高速通信が行える環境を整えるということで、今、順次進めていっているところでございます。

私からは以上です。

○大塚部会長 はい。それでは、ただいまの事務局の説明、それから委員の御意見等を踏まえて、皆さんの御意見を伺っていききたいと思います。どうぞ。まずは、まだ話していない方について、先

にどうぞ。

森山委員さん、山下委員さん、鈴木委員さんはオンラインで、そして佐々木委員さんということでお話をいただきたいと思います。時間がなくなってきましたので、短めをお願いいたします。

○森山委員 はい。GIGAスクール構想の下、今年度中に、さっきおっしゃったように一人一台の端末を既に御尽力いただいているところですが、教員の指導が追いついていない状況があるので、ICT活用教育アドバイザーやICT支援員を活用して、教育の指導力向上のための研修を行ってください。

それから、知的障害者特別支援学校の児童・生徒がこの20年で2倍に、10年で約1.4倍に増えています。重度・重複学級での指導が望ましい児童・生徒も同様に増えており、また、医療的ケアのお子さんの受入れも進んでいるにもかかわらず、重度・重複学級が増えていないという現状があります。なので、それぞれに適した環境で学ぶことができるよう重度・重複学級を増設してください。

それから外部専門家、言語聴覚士とか、作業療法士とか、理学療法士の導入によって、教員数が減員されていますので、これも通常の外部専門員も教員人数に含めずに配置していただきたいと思っております。

それから、もう一点、強度行動障害の予防と悪化防止の徹底です。強度行動障害は、やっぱり生活環境とか教育環境が本人の特性に合っていないことが強度行動障害、発現したり、悪化の主要因になっていることもありますので、どうぞ教員免許を更新研修にも強度行動障害支援者養成研修等も研修を含めてください。それで、さっきもお話がありましたが、個別の教育支援計画の学校だけではなくて、そこから、先の進路のほうにも、例えば福祉園とか、作業所等にもこれが引き継がれていくようにしていただきたいというふうに思っております。要望です。

以上です。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。要望ということでよろしいですか。御意見ということで。

○森山委員 はい。結構です。お願いします。

○大塚部会長 ありがとうございます。

次は、山下委員さん、どうぞ。

○山下委員 山下でございます。

森山委員が言ったことと全く同じでございます。我々、入所施設や通所施設をやっていると、強度行動障害の問題が非常に大きくて、地域移行についてもこのことがネックになってきます。やはり子供の時代に行動障害がつかないようにしていくことが一番で、その研修についても、障害者施設の職員は、今、研修をみんないろいろ受けているところなんです。それを特別支援学校の先生たちにも全員受けてもらうというような仕組みをつくってほしいというふうに思います。それで、子供たちが強度行動障害にならないように、そういうことをぜひ取り組むようにしていただきたいというふうに思っております。

森山委員と同じでございます。以上です。よろしくをお願いいたします。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。御意見ということでお伺いいたしました。

続きまして、鈴木委員さん、どうぞ。○鈴木委員

障害者の住まいの確保についてなのですが、東京都でも居住支援協議会をやってらっしゃいますけれども、都内の各市区町村の中にも、かなり居住支援協議会が立ち上がってきているところが増えてきていると思うんですね。恐らく20か所を超えているぐらいになっていると思うんですが、と同時に、居住支援協議会をやっている市区町村の住宅課などで、実際に住宅を紹介する住宅セーフティネット住まい相談みたいなことを、具体的な住まい探しの相談を始めてらっしゃると思うんですよ。府中でもそういう活動が始まっているのですが、実際に、住宅課の職員の方というのは、今までに障害者の方や高齢者の方の相談に乗るという経験がほとんどない方たちばかりで、そういうところに、突然、身体障害の方が相談に行ったり、あるいは精神の方がいろいろな課題を抱えて相談に行くということで、かなり、実は住宅課の中でもどういうふうに相談に乗ったらいいのかということで、障害福祉のほうに相談に来たり、私どもの相談支援事業所にも一緒に来たりというふうなことがあるんですね。市区町村で、実際に住宅課などで住まい相談を具体的に始めてきている現状に対して、東京都で例えば住宅課に障害福祉に関係する専門のスタッフを配置できるような何か補助を出すとか、あるいは何かそういった研修を打つとか、住まいの政策として、市区町村へのバックアップということで何か考えてらっしゃることがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○大塚部会長 住宅に関する御質問ですけども、もし事務局のほうでお話しできることがあれば、どうぞお願いします。

○堀澤課長 住宅政策本部の堀澤です。

今、いただいた件なんですけども、来年度から国土交通省のほうで福祉部門と住宅部門が一つの窓口、ワンストップの窓口をする際の補助みたいなところが、今議題にわたっているところですので、東京都としてもリサーチして対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、佐々木委員さんどうぞお願いいたします。

○佐々木委員 東京都盲人福祉協会の佐々木です。

2点お願いしたいんですけど、一つは、7番目の福祉のまちづくりの関連したもので、そして9番目が災害時要配慮者の支援の問題です。

福祉のまちづくりの問題に関連したことなんですけども、この中にホームドアの設置率が40%、そして信号機のところでエスコートゾーンが敷設されて安全に役立っているという表現があったんですけど、この二つ、ホームドアと信号の件は視覚障害者にとって非常に大事なところで、お願いしているんですけど、ホームドアについては設置率を上げるということで、ちょっとスピードの問題で不安はありますけど。先ほど小日向委員がお話ししたんで、それは省きまして、信号機のほうなんですけど、エスコートゾーンについては、当然、このまま件数が増やしてもらいたいんですけど、短い文面だったので省かれたかと思いますが、音響式信号機のことを抜けている。

特に私たち視覚障害者は道路を歩くとき、音響信号機を頼りまして、設置率を出していただければありがたいんですけども、都内にある音響信号機の数が普通の音の出る信号機に対して何割ぐらいか。音響信号機には2段階の問題がありまして、音響信号機が少ないということと、もう一つは、音響信号機があっても稼働時間が短くて、夜間と早朝が動いてないという場合が結構多いので、夜間と早朝が動いてないのが大体どのぐらいあるのかなということが一つ。ぜひ、音響信号機を増やしてもらって、稼働時間を増やしていただきたいというのが前提であります。

もう一つが、災害時要配慮者支援の問題なんですけれども、避難所の問題に触れておられて、私たちが特に興味を持っているのは、福祉避難所、二次避難所と言っているものなんですけど、この二次避難所、福祉避難所に対して、なぜか東京都は、事前に場所とか設備の公表をしてないんですね。災害が発生すると一般の人が殺到するから公表しないというか、ちょっと理由にならない理由が挙げられているんですけど、この辺は、東京都の示されているように、障害者がまず一次避難所に行って、そこから二次避難所に行くというのは、非常に私たち視覚障害者は困難ですので、人が殺到するとか、そういうことは別のノウハウで制御できることですので、ぜひ二次避難所、福祉避難所について、事前に関係者、あるいは関係ある障害者団体に公表していただければありがたいし、そうすべきだと思っておるんですけど、ぜひお聞き届けをお願いいたします。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。

音響信号機の設置率は多分すぐ出ないと思うので、また調べていただければと思います。御意見として、お伺いしたいと思います。

○篠課長 生活福祉部の篠でございます。

音響式信号機の設置率の数字は今手元にはございませんが、令和元年度末時点では、都内で2,575カ所設置されておりまして、毎年度着実に増加しているというところでございます。設置率につきまして、また後日の回答とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。

それでは、松尾委員さん、もし何かお話があったら短めで、なければまたということなんですけども、お話ししたいことがあったらどうぞ。よろしいですか。

じゃあ、ちょっと考えておいていただいて、ほかの委員さんで。小日向委員さん、お願いいたします。

○小日向委員 1分間だけで。うちの構成団体のほうから要望が出ていまして、一つは、知的障害の養護学校が非常に過密になって生徒さんが増えちゃって過密になっていて、教室をカーテンで仕切って授業をやったりとか、音楽室とか美術室を転用したりとか、いろいろ工夫されているということで、その解消をしていただきたいというのが要望であります。

あともう1点は、放課後等デイサービスの質の向上を図っていただきたいということです。その2点ですね。よろしく申し上げます。

○大塚部会長 はい。御要望ということでお聞きしました。ありがとうございます。

白石委員。短めをお願いします。

○白石委員 今、出てないことで障害者スポーツに関してなんですけど、特別支援学校の施設を利用

するにとどまらず、都の関連の学校ですね。それから、私も大学にいたときに、教育として、障害児教育を専門とする学生等もいまして、大学と共同してやる部分というのは非常に大きいと思いますので、教育の役割とかも書き加えていただきたいと思います。

それから、あと、特別支援学校に、これは私の県だからなのかもしれませんが、通いたいけれども、同行支援がなくて、親御さんが連れていかなきゃいけないんで通えないというような人もいるので、中身の重視だけではなく、そういう辺りのところにも、ちょっと東京都は違うかもしれませんが、配慮を要するのかなと思ひまして、以上です。

○大塚部会長 はい。貴重な意見ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩本委員さん、短めをお願いします。

○岩本委員

災害時のことに関して、個別計画のところなんですけど、これは、ぜひ障害のある方のサービス等利用計画とリンクさせるような形で進めていただけるといいなと思っています。やはり計画を立てたらつくりっ放しではなくて、モニタリングが必要だと思いますし、災害時の計画というのを平時にも生かしていく。そこがつながっていかないと、実際災害が起きたときに、ふだんできてないことはできないと言われていきますので、ぜひ別々ではなく、個別の日常的なサービス等利用計画の中にこういった災害時の計画をつけるというところに、できれば、加算をつけるとか、そういう形で推進していただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

○大塚部会長 ありがとうございます。相談支援専門員の仕事になりますね。大切なことだと思いますけども。

ほかにはいかがでしょうか。

松尾委員さん、どうぞ。

○松尾委員 松尾と申します。

資料7の下のほうにある。都民への普及活動の啓発のところ、ヘルプマークの記載があると思うのですが、これは非常に今入手しづらいと状態かと思っています。ぜひ改善をお願いしたいなと思います。

以上です。

○大塚部会長 はい、ありがとうございます。御要望ということでよろしいですか。

○松尾委員 はい。

○大塚部会長 御意見ということでお伺いしました。

あと、お一人ぐらいどうぞ。

鈴木委員さん。短めをお願いします。

○鈴木委員 すみません。ちょっと話が戻っちゃいます。資料4の話になっちゃうんですけど、13ページの第6期障害福祉計画の成果目標の考え方というところで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進のためというところがあるんですけど、第5期の障害福祉計画では、

国の指針の中で、この地域包括ケアシステムの構築に関する協議の場の設置というのが成果目標だったんですよ。なので、今、都内のどの市区町村でも協議の場を設置して、その協議の場で、これから先、地域包括ケアシステムの構築ということはどうやって考えるかということをもた来年度以降やっていくことになっているはずなので、ここには、設置した精神障害にも対応した協議の場をきちんと円滑に活用して、そのことを踏まえてやっていくことが必要だということを明記したほうがいいと思います。と同時に、東京都が市区町村それぞれで設置している協議の場をバックアップするような体制を取ることが必要ということも何らかの形で書いたほうがいいと思います。

さらに言うと、東京都がずっと精神障害者地域移行体制整備支援事業をやっていますので、そういった今やっている事業を活用して、各市区町村の「にも包括」の協議の場みたいなところを都の事業で具体的にバックアップするというのをぜひここには書き込んでいただきたいと思っています。

以上です。

○大塚部会長 はい。ありがとうございます。

加筆、あるいは入念に書くということで御意見をいただきました。ありがとうございます。

それでは、皆さん、ちょうど19時ということで、まだ御意見たくさんあるかとは思いますが、時間になりましたので、これで終わりにしたいと思います。

じゃあ、事務局お願いします。

○梶野課長 次回の専門部会でございますが、2月8日月曜日の15時からの開催を予定しております。今後は協議会全体としての御意見をまとめていただく必要がございますので、協議会の委員全員にお越しいただきまして、いわゆる拡大方式による開催とさせていただきます。なお、開催方式につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況を見ながら検討することにはなりますが、今回と同様併用方式とすることを考えております。詳細は、別途御連絡いたします。さらに3月末までに第3回総会を開催し、協議会としての御提言をまとめていただく予定でございます。

なお、本日は時間の関係で御発言が難しかった委員もいらっしゃるかと思いますので、次回の拡大専門部会に向けまして、提言に関する御意見等ございましたら事務局に御提出いただければと思います。

会場で御参加の委員につきましては、参考資料及び駐車券の件について、いつも御案内しているとおりでございますので、よろしくお願いたします。

また、オンライン参加の委員におかれましては、事前のテスト接続等を含めまして御協力いただきありがとうございます。

事務局からは以上でございます。本日はどうもありがとうございます。

○大塚部会長 活発な御意見をいただき、ありがとうございました。御苦労さまでした。これで終わりにいたします。

(午後7時02分 閉会)